

# 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針（抄）

平成 31 年3月4日文化庁

## IV. 文化財保存活用地域計画

### 6. 地域計画が認定を受けた場合の特例

（文化財登録原簿への登録の提案）

○ 本特例は、地域計画の作成過程で調査・把握された未指定文化財のうち、滅失・散逸等の危機にあるものに対して速やかな保護措置を講じるとともに、指定文化財に比べて緩やかな保護制度である登録文化財の仕組みを活用して、所有者等の創意による様々な活用を促進しながら次世代への継承を図るものである。

○ 登録の提案に当たっては、当該文化財が登録基準を満たすかどうか地方文化財保護審議会の意見を聴いた上で、都道府県を経由して文化庁へ必要な書類を提出する。

（解説・留意点）

（文化財登録原簿への登録の提案）

登録文化財となり得る文化財は、次に掲げる登録基準に定められている。

- ・登録有形文化財登録基準（平成 17 年文部科学省告示第 44 号）
- ・登録有形民俗文化財登録基準（平成 17 年文部科学省告示第 45 号）
- ・登録記念物登録基準（平成 17 年文部科学省告示第 46 号）

また、各登録基準の詳細は、次に掲げる通知に記載されているので、事前に参照することが望ましい。

- ・文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について（平成 8 年 8 月 30 日文化庁次長通達）
- ・文化財保護法の一部改正に伴う関係政省令及び告示の整備等について（平成 17 年 3 月 28 日文化庁次長通知）別添 3～別添 5

なお、提案しようとする未指定文化財が都道府県による指定を受ける可能性があることから、事前に都道府県とも相談することが望ましい。

登録の提案に当たっては、次に掲げる事項を記載した提案書を提出する。

- ・提案に係る文化財の名称
- ・提案に係る文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数
- ・提案に係る文化財の所在の場所又は所在地
- ・提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所
- ・提案に係る文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代
- ・提案に係る文化財が美術工芸品であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴
- ・提案の理由
- ・登録文化財の登録基準（前掲の文部科学省告示）のうち提案に係る文化財が該当すると思われる基準及び当該基準に該当することを証明する文化財の特徴・評価
- ・その他参考となるべき事項

また、当該提案書には次に掲げる書類を添付する。

- ・提案に係る文化財の写真
- ・提案に係る文化財が建造物であるときは、その敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（通常望見できる外観の範囲を表示したもの。なお、当該建造物内部の平面図は必要ない。）

- ・提案に係る文化財が記念物であるときは、その土地の範囲を示す図面
- ・提案者が文化財の所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- ・その他参考となるべき書類、図面又は写真

## VI. 保存活用計画

### 2. 保存活用計画の記載事項

別添を参照

別添 保存活用計画の記載事項

#### (2) 登録有形文化財（建造物）

○ 登録有形文化財（建造物）保存活用計画の作成主体は当該登録有形文化財の所有者（管理団体がある場合は管理団体）であり、その記載事項は法第 67 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。

(当該登録有形文化財に関する基本的な事項)

- ・当該登録有形文化財の名称・所在地等
- ・当該登録有形文化財の所有者・管理団体等
- ・保存活用計画の対象とする区域
- ・当該登録有形文化財の概要・価値等

(当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

- ・保存の現状と課題
- ・活用の現状と課題
- ・保存管理に関する事項
- ・環境保全に関する事項
- ・防災・防犯に関する事項
- ・活用に関する事項
- ・保護に関する諸手続

(計画期間)

- ・計画期間

○ また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 67 条の 2 第 3 項第 1 号）。

- ・現状変更に関する事項

(解説・留意点)

(当該登録有形文化財に関する基本的な事項)

当該登録有形文化財の名称・所在地等には、官報で告示された名称、員数、構造及び形式、所在地、登録年月日、登録番号を記載する。

当該登録有形文化財の所有者・管理団体等には、所有者の氏名又は名称及び住所を記載する。また、管理団体が指定されている場合は、その名称及び事務所の所在地並びに指定年月日を記載し、管理責任者が選任されている場合は、その氏名又は名称及び住所も記載する。

保存活用計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。）には、計画区域の範囲を示す配置図を記載する。なお、計画区域は所有者等の権限の及ぶ土地の範囲内において自主的に定めるものとするが、必要に応じて、関係者の了解を得た上でその周辺地域を含むことができることとする。

当該登録有形文化財の概要・価値等には、当該登録有形文化財の概要やこれまでに実施した保存・活用に関する措置等について簡潔に記載する。また、以下に掲げる保存管理に関する事項において定める保存の対象とする範囲について、文化財としての特徴や評価を記載する。

(当該登録有形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

保存の現状と課題には、当該登録有形文化財の保存管理、環境保全、防災・防犯の観点から、それぞれの現状と課題を記載する。

活用の現状と課題には、当該登録有形文化財の現在の活用の内容と、当該活用に関連する当該登録有形文化財の保存や安全性の確保等に係る課題を記載する。

保存管理に関する事項には、保存と活用の現状と課題を踏まえ、各棟ごとに保存の対象とする範囲を設定する。保存の対象とする範囲は、当該保存活用計画において当該登録有形文化財の部材・材質・色彩等を物理的に保存する範囲である。その上で、保存の対象とする範囲について、保存の方針や管理に関する計画、修理に関する計画を記載する。

環境保全に関する事項には、保存の現状と課題を踏まえ、当該登録有形文化財の周囲の環境（当該登録有形文化財以外の建造物等を含む）について、環境保全の基本方針や周辺環境における防災対策等について記載する。

防災・防犯に関する事項には、保存の現状と課題を踏まえ、計画期間中に行う防火・防犯・耐震・耐風対策などに関する計画を記載する。

活用に関する事項には、活用の現状と課題を踏まえ、公開その他の活用の基本方針や、計画期間中に行う活用に関する計画を記載する。

保護に係る諸手続には、保存活用計画に沿って今後実施することが予定されている行為及び当該行為の実施に関して法及び関係法令に基づき必要となる許可や届出等の手続について記載する（許可等が不要な行為等を記載することも可）。

なお、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく同法の適用除外を受けるためには、条例により、当該登録有形文化財の現状変更の規制及び保存ための措置が講じられるとともに、建築審査会の同意を得て特定行政庁が当該登録有形文化財を指定することが必要である。この際、現状変更の規制及び保存のための措置の具体的な内容を保存活用計画において定める場合には、当該条例に規定される必要な措置に合致したものとすることが必要である。

(計画期間)

計画期間は、当該重要文化財の実情を踏まえつつ、概ね5～10年程度の期間を設定する。

<必要に応じて任意で記載する事項>

(現状変更に関する事項)

保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更に係る手続の弾力化の特例(詳細は6.保存活用計画が認定を受けた場合の特例を参照)の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- ・現状変更を必要とする理由
- ・現状変更の内容及び実施の方法
- ・移築を行うときは、移築後の所在の場所
- ・現状変更の着手及び終了の予定時期
- ・その他参考となるべき事項

「現状変更を必要とする理由」には、当該登録有形文化財の保存・活用に当たって現状変更を行う場合に、当該現状変更が必要となる理由を記載する。

「現状変更の内容及び実施の方法」には、当該現状変更の具体的な実施箇所や工法等を記載する。

「その他参考となるべき事項」には、現状変更を行う際に配慮すべき事項等を記載する。

また、認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- ・現状変更の設計仕様書及び設計図又は計画書
- ・現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・申請者が管理団体であるときは、所有者の意見書
- ・管理責任者がある場合は、その意見書

なお、保存活用計画の認定を受けた後に、現状変更に関する事項の添付書類に変更が生じた場合には、改めて認定申請を行う必要はないが、あらかじめその旨を文化庁長官に届け出ることが必要である。